

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年3月10日（令和4年（行個）諮問第5066号）

答申日：令和5年4月24日（令和5年度（行個）答申第5012号）

事件名：本人に係る「第三者による暴行傷害事故報告書」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人の平成28年特定日労災に関する、第三者による暴行傷害事故報告書（相手方の報告書も含む。）。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年9月2日付け東労発総個開第3-621号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

審査請求人は、派遣元：特定事業場Aに雇用され、派遣先：特定事業場Bにて勤務。平成28年特定日に同僚の日本人男性（派遣元：特定事業場C）に暴力を受けたことをきっかけとして、特定疾病を発病し平成29年特定月から休業、後に労災認定になった。審査請求人は、特定ユニオンに組合加入して、会社側に団体交渉を要求している。審査請求人は、業務上災害の被害者として、特定事業場Cの第三者行為災害報告書の内容について、知る権利がある。法14条2号及び3号「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要」であると考え、法16条（裁量的開示）を決定することを請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年8月5日付け（同月6日受付）で、開示請求者として、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保

有個人情報の開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年12月9日付け（同月10日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項を一部改めた上で、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、第三者行為災害届及び第三者行為災害報告書等に記録された審査請求人を本人とする個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 別表の①の不開示部分は、審査請求人以外の署名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表の②の不開示部分は、審査請求人以外の特定個人が、災害発生状況等について申述した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

別表の③の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

別表の④の不開示部分は、審査請求人以外の特定個人が、災害発生状況等について申述した内容であり、これらを開示した場合には、個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合には、申述をする者が

心理的に大きな影響を受け、自身が把握認識している事実関係について申述することを躊躇する等公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的な申述を得ることが困難になるおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、別表の④の部分は、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、その余の部分は、不開示情報の適用条項を一部改めた上で、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 令和5年4月6日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号並びに3号イ及びロに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分については、法の適用条項を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに改めた上で、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2。以下同じ。）において、特定の文書の内容について知る権利があるとしており、不開示部分の一部の開示を求めているようにも解し得るが、当該部分に限定する趣旨かどうか必ずしも明瞭とはいえないことから、以下においては、本件不開示維持部分の全てについて判断することとする。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1

当該部分は、審査請求人が受けた第三者行為災害について、同人が

特定労働基準監督署に提出した第三者行為災害届（以下「災害届」という。）の「事業主の証明」欄に記載された同人が所属する特定事業場Aの事業主の署名であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分は、同人が提出した災害届に記載されていたものであり、同人が知り得る情報であると認められる。

個人の署名については、当該個人の氏名を知り得るとしても、その署名まで開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分については、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番3

当該部分は、災害届の「事業主の証明」欄に押印された特定事業場Aの印影である。当該部分は、審査請求人が提出した災害届に押印されていたものであり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性について

通番1は、第三者行為災害報告書（以下「報告書」という。）に記載された、（i）審査請求人が受けた第三者行為災害の相手方（以下「相手方」という。）の生年月日及びその印影並びに（ii）相手方が所属する特定事業場Cの担当職員の署名である。

当該部分は、報告書に記載された相手方の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番2は、報告書の記載の一部であり、相手方が申述した第三者行為災害の事故の内容、発生状況、自身が考えている過失割合やその理由等である。

当該部分は、これを開示すると、被災者等関係者からの批判等を恐

れ、自身が把握、認識している事実関係等について率直な意見、申述等を行うことをちゅうちょするなど、正確な事実関係の把握が困難になり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性について

当該部分は、報告書に押印された特定事業場Cの印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、不開示部分については、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要」であると考えられるとし、法14条2号ただし書口及び3号ただし書に該当する旨を主張する。

これは、審査請求人が暴力を受けたことをきっかけとして特定疾病を発病し、休業したこと等の審査請求書の記載等が背景となった主張であると推認されるが、開示することが必要であるとする具体的な理由を示しているとは必ずしもいえず、上記2(2)において、当審査会が法14条2号又は3号イに該当するとして不開示とすることが妥当と判断した部分については、これを開示することによる利益が、これを開示しないことにより保護される利益を上回るとは認められないことから、審査請求人の当該主張を採用することはできない。

- (2) 審査請求人は、審査請求書において、法16条に基づく裁量的開示を求めている。

これは、上記(1)に掲げる審査請求書の記載等が背景となった主張であると推認されるが、不開示規定の例外として、個人の権利利益を保護するため開示することが特に必要であるとするに足りる具体的な理由を示しているとは必ずしもいえない。

上記2(2)において当審査会が不開示とすることが妥当と判断した部分については、これを開示することにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護するための特段の必要性があるとまでは認められないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(3) 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号並びに3号イ及びロに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書名	2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち開示すべき部分
	該当部分	法14条各号該当性等	通番	
第三者行為 災害関係書類	① 3頁署名, 13頁生年月日, 14頁署名・印影	2号	1	3頁署名
	② 13頁及び14頁不開示部分(①及び③を除く。)	2号, 7号柱書き	2	—
	③ 3頁及び14頁法人の印影	3号イ	3	3頁法人の印影
	④ 13頁年齢, 14頁報告人の署名	新たに開示		

注 2欄の記載については, 当審査会事務局において整理した。